

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

インドネシア質問状原稿(0917)_税関総局

【1】水際対策に関する質問

I. 組織・体制

155.(1) 組織の構成はどのようになっていますか。

特に知財担当の要員の構成はどのようになっていますか。

156.(2) 侵害品や海賊版商品の差止めの実績はどうなっていますか。

II. 法的根拠

157.(3) 審議中の規則の内容はどのようになっていますか。

158.(4) その規則が施行されれば、どのような点が権利者に有利または便利になりますか。

III. 税関手続きの申請

159.(5) 審議中の規則にある申立手続は具体的にどのようなものですか。

必要な証拠及び物品に関する情報、料金、期間(期限)等について教えてください。

160.(6) インドネシアの全ての税関における差止めを希望する場合、全ての税関に申請する必要があるですか、それとも税関総局一カ所で十分ですか。

IV. 差止め手続き

161.(7) 輸入・輸出された商品が侵害品の疑いがある場合、税関はその後どのような手続きをとりますか。

162.(8) 手続中に、裁判を経る必要がある場合、権利者はどのような手続きが必要ですか。

163.(9) 明らかに侵害品に該当する商品が税関内に入ってきた場合は、税関は職権で差止めできますか。

できる場合、その後はどのような手続きをとるのですか。

164.(10) 裁判後、差し止めた商品等はどのように処分するのですか。

165.(11) 処分の手続費用は無料ですか、有料ですか。有料の場合いくらぐらいですか。

V. トランジット品の差止め

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

166.(12) 保護対象の権限は何か(特許、実用新案、意匠、商標)。

167.(13) インドネシアで権利を所有していれば、輸出元又は目的地で権利を所有していない場合でも、トランジット品の差止めは可能ですか。

168.(14) 差止めの請求手続きは具体的にどのようなものですか。

揃えるべき書面、料金、時間的要件等について教えてください。

169.(15) 差止めが行われた後、権利者はどのような手続きが必要ですか。裁判が必要ですか。

170.(16) 日本に対する要望はありますか。